

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 102 子会社への投資に係る一時差異に関する連結財務諸表上の税効果

今回は、子会社への投資に係る一時差異に関する連結財務諸表上の税効果についてご説明します。

1. 子会社への投資に係る一時差異

子会社へ投資を行った時点では、投資の取得価額と投資の連結貸借対照表上の価額は一致しています（付随費用の処理を除く）。

しかし、その後、子会社が計上した損益、為替換算調整勘定及びのれんの償却等により、投資の連結貸借対照表上の価額が変動すると、子会社への投資の連結貸借対照表上の価額と、親会社の個別貸借対照表上の投資簿価との間に差額が発生します。

当該差額は、次の(1)～(3)の場合に解消されます。

- (1) 親会社が保有する投資を第三者に売却した場合（他の子会社等への売却の場合も含む）
- (2) 投資に対して個別財務諸表上、評価減を実施し、税務上損金算入された場合
- (3) 子会社が親会社へ配当を実施した場合

これらの事由により、当該差額が解消された場合に、親会社において税金を増額又は減額効果が生じる場合には、当該差額は連結財務諸表固有の一時差異に該当します(指針 29 項)。

2. 一時差異の解消事由別の税効果会計の取扱い（指針 30 項）

(a) 投資の売却及び投資評価減の税務上の損金算入を解消事由とする場合（(1)及び(2)の場合）

投資の売却及び投資評価減の税務上の損金算入を解消事由とする子会社への投資に係る一時差異の税効果に関しては、予測可能な将来、売却の意思決定が明確な場合又は投資評価減の損金算入の要件が満たされることとなる場合を除き、認識しないこととされています。

(b) 配当受領を解消事由とする場合（(3)の場合）

配当受領を解消事由とする子会社の留保利益に係る税効果に関しては、通常、親会社は子会社の留保利益を回収するものであるため、原則として将来の配当により親会社において追加納付が発生すると見込まれる税金額を、各連結会計期末において親会社の繰延税金負債として計上することとされています。

ただし、例えば、親会社が当該子会社の利益を配当しない方針をとっている場合又は子会社の利益を配当しないという他の株主等との間に合意がある場合など、配当に係る課税関係が生じない可能性が高い場合は、税効果を認識しません（指針 35 項）。

<関連基準等>

連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針 29 項～40 項、53 項～59 項、設例 4、5

(2016/3/14 号より)